

令和2年度 医療経営人材養成講座事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

近い将来、少子高齢化はますます進行し、医療のニーズやそれに伴った病院の在り方は急激に変化していく。そのような変革の時代を乗り切るため、病院にはその経営規模にかかわらず、財務経営基盤の強化が求められる。また、医療従事者の働き方改革が推進される中、現場の医師や看護師等、医療従事者の力を医療分野で最大限発揮するためにも、病院経営という側面での事務系職員の役割が、今後ますます高まっていくことが予想される。

そのような背景の中、県全体で適切かつ持続可能な医療提供体制を構築し維持していくためには、各病院において、個々の病院の経営基盤強化（局所最適）と地域医療構想の推進（全体最適）との調和を図る医療経営人材の養成が急務である。

本事業では、そういった全体最適と局所最適を調和させた上で病院経営に携わることのできる、次世代の医療経営人材を養成することを目的とする。また、その養成講座を通じて、これからの病院経営を最前線で担う人材の横の繋がり（ネットワーク）の創出により地域医療構想の推進も図る。あわせて、講座修了者には、修得した病院経営に関するノウハウを各病院において広めてもらうことも期待する。

2 業務概要

(1) 名称

令和2年度 医療経営人材養成講座事業 業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月29日（月）まで

3 委託業務の内容

(1) 医療経営人材養成講座プログラム開発

①カリキュラムと教材の作成

- ・医療経営人材養成講座（以下「講座」という）の概要を参照し、カリキュラム（教育内容と学習支援の総合的な計画）と教材の作成を行う。
- ・講座は、受講者が段階的に学ぶことができるよう、習熟度に応じた2コース（ベーシックコース、アドバンスコース）を設定すること。
- ・本講座の開講は、令和3年4月を予定しているため、教材は次年度以降に使用することを念頭に作成すること。なお、令和2年度は令和3年度開講に向けたプレ講座（「スタートアップ研修」）を実施する（後述）。
- ・カリキュラムと教材の内容は、県と相談の上決定すること。

【講座の概要】

○受講対象者

- ・ 県内病院の事務職員、医師、看護師等とする（中堅クラスを想定）。

○受講者数

- ・ 各コース30名程度とする。

○コース

- ・ 習熟度に応じて、ベーシックコースとアドバンスコースの2コースを設定する。
- ・ 上記2コースは、連続した内容とし、原則、内容に重複のないものとするが、アドバンスコースからの受講生にも対応できるよう必要な工夫をすること。

○講座コマ数

- ・ 1コースは、1回120分×全12回（月2回×6か月）を基本とする。
- ・ 総合計時間（1440分）を満たしていれば、効果的な学びのために、1回あたりの時間増減やコマ数増減は差し支えない。

○講座開催場所

- ・ 原則、奈良県内とし、県と相談の上決定すること。
- ・ 効果的な学びのために、講座の一部を県外開催とすることは差し支えない。
- ・ 講座は原則、集合形式とするが、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、必要な工夫を行うこと。

○講座の内容

- ・ 事業の目的を達成できるよう、国全体の動きや将来の動向、奈良県が置かれている状況なども加味し、総合的な知見を養うことができる内容とすること。
- ・ 座学で一方的に講義を聴くだけの授業ではなく、討議や双方向コミュニケーションの機会も設け、実践的かつ応用力のある知識を養うことができるよう工夫すること。
- ・ 医療政策、医療経営、マネジメント（組織、人材、財務、会計等）等について、最新の知見を取り入れるよう留意すること。
- ・ 「奈良県地域医療構想」「奈良県保健医療計画」「奈良県医療費適正化計画」「奈良県高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画」「なら健康長寿計画」等と取組の方向性を同一にし、整合性のとれた内容とすること。
- ・ 奈良県が取り組む事業（病院機能再編支援事業、「面倒見のいい病院」機能強化推進事業等）との連動も内容に織り込むこと。
- ・ 各コマのテーマは、受託者が企画提案し、県と相談の上決定すること。

○開講スケジュール（予定）

- ・ 令和3年2月頃～3月頃
令和3年度受講生の募集（受託者が事務対応）
- ・ 令和3年4月～令和3年9月
ベーシックコース第Ⅰ期開講
- ・ 令和3年10月～令和4年3月
ベーシックコース第Ⅱ期開講（内容はベーシックコース第Ⅰ期と同じ）
- ・ 令和4年4月～令和4年9月
アドバンスコース第Ⅰ期開講
- ・ 令和4年10月～令和5年3月
アドバンスコース第Ⅱ期開講（内容はアドバンスコース第Ⅰ期と同じ）
※アドバンスコースはベーシック修了者又は同等の知識を有する者が対象

○その他

- ・ 講座は、奈良県と奈良県立医科大学との共催事業として位置づけ、講座修了者には奈良県立医科大学発行の修了書を授与する予定。

②講師の選定と調整

- ・①のカリキュラムに沿った講師の選定、及び講師謝金の設定を行う。
- ・講師の選定及び講師謝金の設定は、受託者が企画提案し、県に相談の上決定すること。
- ・講師謝金の水準は、業界水準や全国水準を踏まえ、妥当な金額を設定すること。
- ・講師は奈良県の医療政策・事情に精通した講師が望ましいが、効果的な学びのために県外の講師を選定することは差し支えない。
- ・選定した講師から承諾を受けること。講座の開講は令和3年度以降を予定しているのでその旨の承諾もあわせて受けること。
- ・講師との連絡調整事務は受託者で行うこと。

③講義要項（シラバス）の作成

- ・受講者に講座の内容や計画を示すための講義要項（シラバス）を作成する。
- ・講義要項（シラバス）では、講義の内容・進め方・ねらいや目標などを明確にし、受講者がスムーズに講義に入ることができるよう留意すること。
- ・令和3年度の講座開講に向けた受講者募集のタイミング（令和3年2月頃）までに提出すること。
- ・冊子等の印刷代は委託料に含まない。

④受講者募集要項及び広報物の作成

- ・令和3年度の受講者募集のための募集要項、及び講座開講を宣伝するための広報物を作成すること。
- ・広報物は、チラシ、ポスター、パンフレット等とするが、講座の対象者に効果的に告知できることを念頭に媒体を工夫すること。
- ・受講者の公募開始は令和3年2月頃を予定しているので、募集要項及び広報物はその募集タイミングまでに段階的に企画提案し、県に相談の上決定すること。
- ・冊子、チラシ等の印刷代は委託料に含まない。

⑤受講者の募集、申込受付、集計、受講決定者への通知等事務の実施

- ・対象病院及び個人等への連絡（郵送、メール等）を行うこと。対象病院等の連絡先は県が提供する。
- ・郵送物等の内容は、段階的に企画提案し、県に相談の上決定すること。
- ・受講予定者の名簿を作成すること。
- ・郵送代や通信費等、連絡や広報にかかる費用は委託料に含む。
- ・印刷物にかかる費用は委託料に含む。

(2) 医療経営人材養成講座「スタートアップ研修会」の実施

①スタートアップ研修会の企画立案と実施

- ・以下のスタートアップ研修会（以下「研修会」という）の概要を参照し、研修会を企画して実施する。
- ・研修会の内容は、県に相談の上決定すること。

【スタートアップ研修会の概要】

○受講対象者

- ・医療経営に関心をもつ、県内病院の事務職員・医師・看護師等、主に中堅クラスのスタッフとする。
- ・スタートアップ研修会の受講者は、必ずしも次年度以降開講の医療経営人材養成講座の受講を強制されるものではない。

○受講者数

- ・1回50名程度までとする。
※次年度以降開講の医療経営人材養成講座の定員は30名を予定しているが、スタートアップ研修会は次年度講座の受講を決めかねている者にも広報・宣伝する機会としたいため、30名から増員し50名程度とする。

○開催回数

- ・業務委託期間中に2回開催する。2回はそれぞれ別内容とすること。
- ・開催日は、県や病院の年間スケジュールも勘案し、最も参加者を得られる時期で決定すること。

○研修会時間

- ・2時間程度を基本とするが、効果的な学びとなるよう受託者が研修会の内容に応じて提案し、県に相談の上決定すること。

○開催場所

- ・奈良県内とする。
- ・開催場所は参加者の交通利便性を考慮して提案し、県に相談の上決定すること。
- ・会場との連絡調整事務は受託者で行うこと。
- ・新型コロナウイルスの拡大等により、集合形式での開催が困難な場合は、web形式とする等、代替の方法で開催すること。

○研修会の内容

- ・令和3年度開講予定の医療経営人材養成講座のコンセプトに繋がる内容とすること。
- ・座学で一方向的に講義を聴くだけの研修会ではなく、討議や双方向コミュニケーションの機会も設け、医療経営の重要性や令和3年度開講の講座への興味・関心を喚起できる内容とすること。
- ・各回の内容は重複の無いものとする。

○講師について

- ・受託者で選定し、県に相談の上決定すること。
- ・令和3年度開講の講座の目的や趣旨、全容を理解しており、研修会参加者に効果的な学び・気づきを提供できる講師を選定すること。
- ・外部講師を招聘せずに、講師を受託者スタッフで行うことは差し支えない。

○スケジュール

- ・研修会の開催を仮に令和3年2月（第1回）と3月（第2回）とした場合、概ね以下のスケジュールとなる。

- 1月 第1回研修会の開催案内・参加者募集
- 2月 第1回開催 ※1月頃から令和3年度開講の講座募集（予定）
第2回研修会の開催案内・参加者募集
- 3月 第2回開催

○費用について

- ・以下の費用は業務委託費に含む。
講師謝金、講師交通費、会場費、当日資料等の印刷費、準備にかかる連絡調整等の事務費

○その他

- ・研修会の開催案内は県が行う。案内にかかる郵送料や通信費は県が負担する。

②スタートアップ研修会の記録動画の作成

- ・研修会の内容を動画撮影し、必要な編集を行った上で、DVD等記録媒体の作成を行う。また、記録媒体はYouTube等の動画共有サイトで閲覧できる形式で作成すること。
- ・作成した記録媒体は、令和3年度開講予定の医療経営人材養成講座の紹介や募集の際の広報ツールとしての活用を想定しているの、その目的に沿った必要な工夫を行うこと。

4 成果物の提出

成果品を以下ア～ケのとおり作成し、3部（原則A4とする）、電子媒体（エクセル、ワード、パワーポイント、PDF、動画等）一式を県に提出すること。なお、県の要請に応じて、必要な資料について随時提示すること。

- ア 医療経営人材養成講座 カリキュラム・教材一式（紙で3部）
- イ 選定講師一覧（紙で3部）
- ウ 講師の承諾が確認できるもの（必要に応じて：紙で3部）
- エ 講義要項（シラバス）（紙で3部）
- オ 募集要項、広報物一式（紙で3部）
- カ 受講予定者名簿（紙で3部）
- キ 研修会 資料一式（紙で3部）
- ク 研修会の動画を記録したDVD等の電子媒体（3部）
- ケ ア～キの電子データ（編集可能な状態）を記録したDVD等の電子媒体（3部）

5 業務の概ねのスケジュール

(1) 医療経営人材養成講座プログラム開発

- ①カリキュラムと教材の作成 契約日～3月頃まで
- ②講師の選定と調整 契約日～3月頃まで
- ③講義要項（シラバス）の作成 契約日～2月頃まで
- ④受講者募集要項及び広報物の作成 契約日～1月頃まで
- ⑤受講者の募集、申込受付、集計、受講者決定者への通知等事務の実施 1月頃～3月末まで

(2) 医療経営人材養成講座「スタートアップ研修会」の実施

- ①スタートアップ研修会の企画立案と実施
 - 企画立案 契約日～1月頃
 - 研修会実施 第1回＝2月頃、第2回＝3月頃
※研修会の開催案内は県が実施（1月頃）
- ②研修会の記録動画の作成
 - 動画撮影 研修会実施日と同じ
 - 動画の編集 動画撮影後すぐ

6 業務処理の注意事項

業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

7 実施体制表の提出

受託者は本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し契約後1週間以内に提出すること。

8 統括責任者の選任

受託者は業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を1名選任すること。交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

9 定例会議への出席

- (1) 県と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、県が開催する定例会議には、必ず出席すること。
- (2) 定例会議は、数回県が招集する。なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合形式の会議ができない場合は、感染防止に配慮したweb会議等の形式で開催する。
- (3) 統括責任者は、定例会議に出席すること。
- (4) 定例会議を開催した場合は、受託者において議事録を作成すること。
- (5) 県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応しなければならない。

10 留意事項

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項および関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託費の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載および研究目的の使用について、受託者は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (5) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (6) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (7) 別記の「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (8) (1)～(7)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県で協議を行い、県が決定する。
- (10) 本事業は一部、次年度以降の事業に連動する内容を含むが、令和3年度以降の予算成立を確約するものではない。
- (11) 事業者は毎年度決定することから、今年度の受託者が次年度以降も選定されることは限らない。

別記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。